

第4章 地震・津波応急対策計画

第1節	応急活動体制
第2節	情報の収集伝達、災害警戒
第3節	災害広報
第4節	応援要請・受け入れ
第5節	災害救助法の適用
第6節	救助・救急・消防活動
第7節	医療・救護活動
第8節	交通対策・緊急輸送
第9節	避難対策
第10節	要配慮者等対策
第11節	生活救援活動
第12節	住宅対策
第13節	防疫・清掃活動
第14節	遺体の処理・埋葬
第15節	文教対策
第16節	公共施設等の応急対策
第17節	二次災害の防止対策
第18節	災害警備活動

本章は、地震・津波の震災時に町及び防災関係機関が実施する様々な対応について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担 当
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 職員の動員配備	●			総務班
2 警戒活動	●			総務班
3 災害警戒本部の設置	●			総務班
4 災害対策本部の設置、廃止	●			総務班
5 災害対策本部の運営	●			総務班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

町は、地震が発生した場合や津波注意報・警報等が発令された場合、次の配備体制をとる。

災害時の職員の配備は、震度情報、津波情報及び災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【地震・津波災害】

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
予防体制	津波予防配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町にて震度2の揺れを感じたとき ○ 芦屋町に国外等の地震により数時間後に津波到着の可能性があるととき ○ その他、総務班長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の収集、伝達 ○ 災害の注意、警戒 ○ 各公共施設の管理 	津波 予防配備要員 (防災担当課長)
災害警戒本部	地震津波第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町にて震度3の揺れを感じたとき ○ 芦屋町に津波注意報が発令されたとき ○ その他、総務班長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の収集、伝達 ○ 被害拡大防止に向けた警戒 ○ 各公共施設の管理 	地震・津波 第1配備要員 (課長、防災担当課員、各施設管理課員)
	地震津波第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町にて震度4の揺れを感じたとき ○ 芦屋町に津波警報が発令されたとき ○ その他、総務班長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局地的な応急対策活動 ○ 各公共施設の管理 	地震・津波 第2配備要員 (各班で定める職員)
災害対策本部	地震津波第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町にて震度5以上の揺れを感じ、全庁的な警戒体制が必要になったとき ○ 芦屋町に津波警報以上が発令されたとき ○ その他、町長(本部長)が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の組織及び機能のすべてによる応急対策活動 	地震・津波 第3配備要員 (全職員)

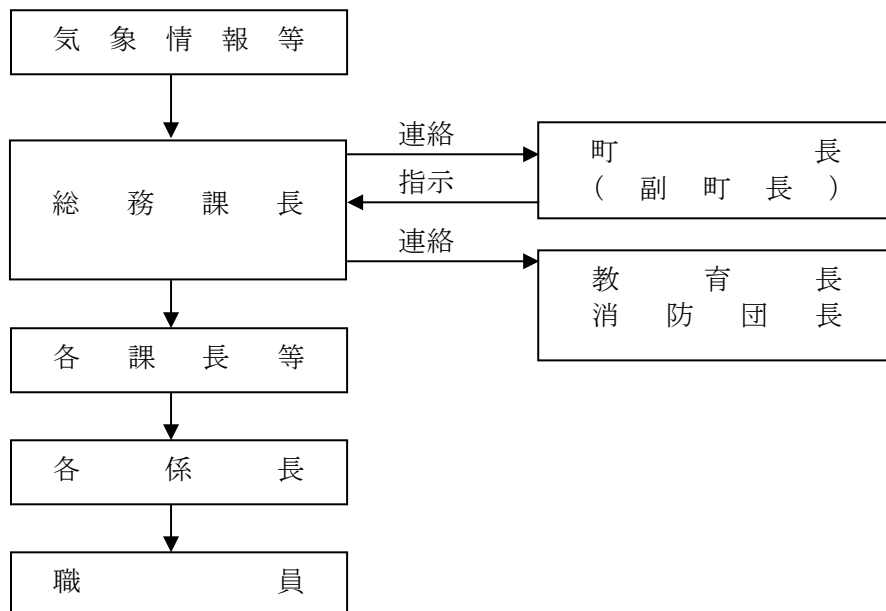
注) 震度は気象庁発表の値を用いる

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、該当職員は、勤務時間外（夜間、休日も含む）において、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統



3 参集場所

各職員は、勤務時間内・勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。交通途絶等で困難なときは、最寄りの指定避難所等へ参集する。

4 参集の報告

参集した班員は、班長に参集報告を行う。

各班長は、班内の参集状況を取りまとめ、各対策部長に報告する。

各対策部長は、部内の参集状況を取りまとめ、総務対策部長に報告する。

総務対策部長は、全体の参集状況を取りまとめ、対策本部長に報告する。

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

■各課の配備体制【地震災害】

課名	予防体制	災害警戒本部体制		災害対策本部体制
	津波	地震・津波	地震・津波	地震・津波
	予防配備	第1配備	第2配備	第3配備
総務課	防災担当課員	防災担当課員	課員	全職員
企画政策課		課長	課員	
芦屋港活性化推進室		室長	室員	
財政課		施設管理課員	課員	
都市整備課		施設管理課員	課員	
税務課		課長	係長以上	
環境住宅課		施設管理課員	課員	
福祉課		施設管理課員	課員	
健康・こども課		施設管理課員	課員	
住民課		課長	係長以上	
産業観光課		施設管理課員	課員	
会計課			課長	
議会事務局		課長	係長以上	
学校教育課		施設管理課員	課員	
生涯学習課		施設管理課員	課員	
芦屋釜振興課		施設管理課員	課員	
災害対策等応援班		班員	班員	
ボートレース部	※ ボートレース部の定める計画による			

■配備基準【地震災害】

地震	津波	配備体制
震度2	国外等の地震により数時間後に津波到達の可能性がある場合など	予防配備
震度3	津波注意報発令から	第1配備
震度4	津波警報（津波）発令から	第2配備
震度5以上	津波警報（大津波）発令から	第3配備

注) この基準は、災害発生時の目安であり、本部の判断により配備体制が変更される可能性がある。

第2 警戒活動

1 警戒活動（予防配備）

防災担当職員（総務班）は災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、警戒活動を行う。

■警戒活動の基準

- 芦屋町にて震度2の揺れを感じたとき
- その他の状況により、総務課長が必要と認めたとき

2 活動体制、活動内容

担当職員（総務班）は、地震・津波災害予防体制として、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 地震及び津波情報等の収集・伝達
- 地震及び津波による被害状況に関する情報収集
- 住民への地震及び津波情報等の伝達
- 各公共施設の状況確認

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、庁内総務課に災害警戒本部を設置し、地震・津波第1、第2配備体制として担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

- 芦屋町にて震度3から4の揺れを感じたとき
- 芦屋町域沿岸に津波注意報以上が発令されたとき
- その他の状況により、総務課長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総務課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、総務課庶務係長がこれを行う。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 地震及び津波情報等の収集、伝達
- 地震及び津波による被害拡大防止に向けた情報収集、警戒巡視
- 県及び関係機関への被害状況等の伝達
- 住民への地震及び津波情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務課長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、町長の判断によりは災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置、廃止

1 災害対策本部の設置

町長は、次の場合に、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 町域で震度5以上の地震が発生したとき
- 地震で多数の被害が発生したとき
- 町域沿岸に津波注意報以上が発表されたとき
- 町域で津波による多数の被害が発生したとき
- その他、町長が必要と認めるとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、庁舎内総務課に置く。
- 災害対策本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「芦屋町災害対策本部」等の標識を掲示する。
- 町役場が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（町長）の判断により、災害対策本部を移設する。

2 現地災害対策本部

被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

■現地災害対策本部の概要

- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

3 災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務課は、災害対策本部を設置または廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

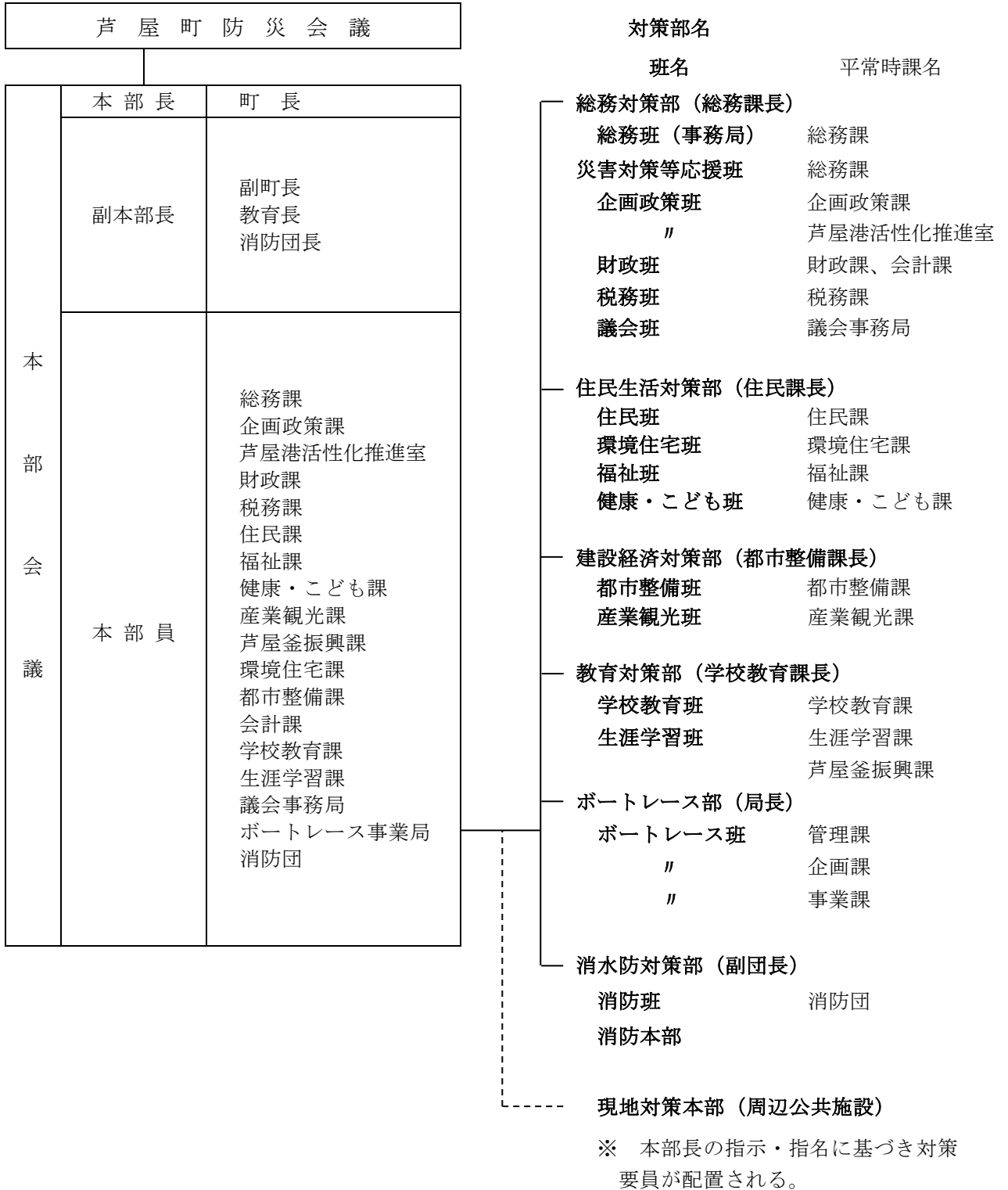
■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 課	○ 庁内放送、一般電話、FAX、ホームページ等
関 係 機 関	○ 一般電話、FAX、ホームページ等
住 民 等	○ 防災行政無線、一般電話、広報車、ホームページ、報道機関等
報 道 機 関	○ 一般電話、FAX、ホームページ等

第5 災害対策本部の運営

災害対策本部の設置及び指揮の権限、災害対策本部の組織、災害対策本部会議、関係機関連絡室の設置、分掌事務等、災害対策本部の運営に関する事項は、「第3章第1節第5 災害対策本部の運営」を参照。

■ 芦屋町災害対策本部の組織図



第2節 情報の収集伝達、災害警戒

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
1 地震及び津波情報の収集伝達及び周知	●			総務班 、 消防班
2 通信体制の確保	●			総務班
3 津波災害の警戒・巡視活動	●			総務班 、 都市整備班 、 産業観光班 、 消防班 、 関係各班
4 初期情報の収集	●			総務班 、 環境住宅班 、 関係各班
5 被害調査		●		関係各班
6 災害情報のとりまとめ	●			総務班
7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供	●			総務班 、 住民班
8 県、関係機関への被害報告、通知	●			総務班
9 国への被害報告	●			総務班

第1 地震及び津波情報の収集伝達及び周知

地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波情報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠となる情報である。

また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し、被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁業従事者等をはじめ、漁船や漁具、ヨットなどにおいても避難させることが減災につながることになる。

このため、緊急地震速報、津波警報・注意報等の収集伝達を迅速・確実に行う。

1 地震及び津波情報の発表

福岡管区气象台または気象庁本庁は、地震及び津波に関する情報を発表する。

総務班は、消防班と連携し、地震を覚知した場合、速やかに福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

気象庁による津波警報等は津波予報区に対して発表され、本町は「福岡県日本海沿岸」に区分される。

■地震情報の種類

種 類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	○ 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○ 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	○ 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 ○日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

■津波情報の種類

種 類	内 容
津波予報	○ 津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表
津波の到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	○ 各津波予報区(本町は福岡県日本海沿岸が該当)の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	○ 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	○ 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	○ 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測力推定される沿岸での津波の到着時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	○ 津波に関するその他必要な事項を発表

■津波予報区の対象区域

地方中枢	対象予報区	津波予報区	区 域
福岡管区気象台	17区	福岡県日本海沿岸	○ 福岡県（北九州市門司区以東及び有明海沿岸を除く）

■津波警報の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

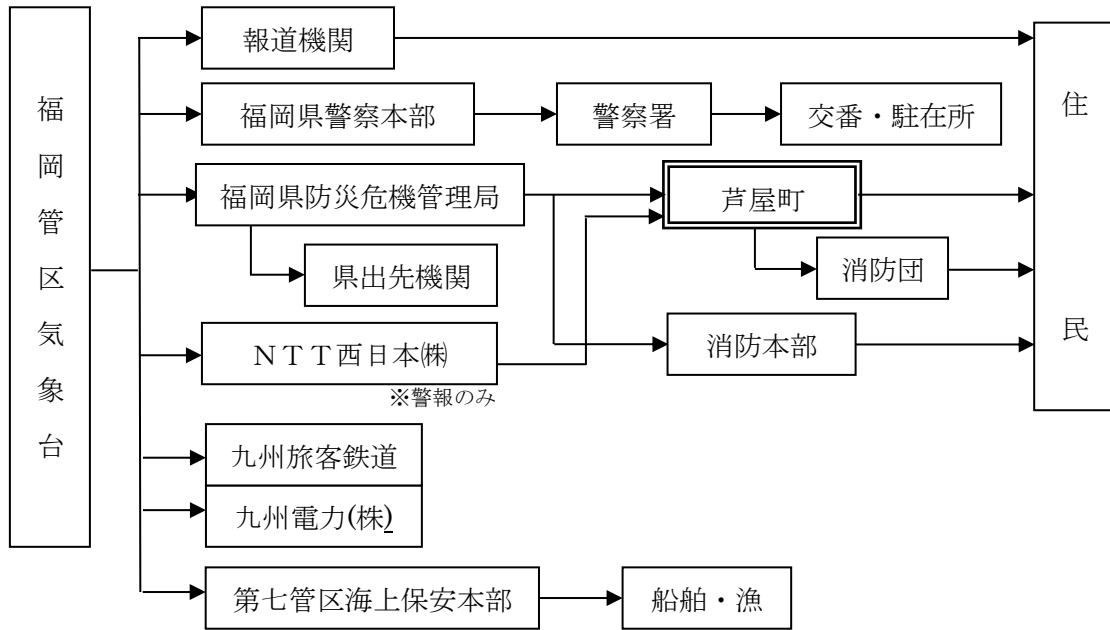
注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 伝達系統

総務班は、消防班と連携し、地震及び津波の関連情報の収集、伝達を行い、速やかに住民及び関係機関へ伝達及び周知する。

住民への周知については、下図の他に全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報伝達システム、福岡県震度情報ネットワークシステム、エリアメール、防災行政無線、地域情報伝達システム等の様々なツールを活用し、適宜行うものとする。

■地震・津波関連情報の伝達系統



3 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

総務班は、消防班と連携し、地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立を図る。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。

4 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官や海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。(災害対策基本法第54条)

通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局及びその他の関係機関に通報する。

■通報を要する異常現象

事 項	現 象
地震に関する事項	群発地震：数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動

第2 通信体制の確保

地震・津波災害時の通信体制の確保に関する事項は、「第3章第2節第2 通信体制の確保」を参照。

第3 津波災害の警戒・巡視活動

1 災害対策本部の設置前の警戒・巡視活動

総務班、都市整備班、産業観光班、消防班は、関係各班と連携し、津波災害の警戒・巡視活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防班を配置する。

■活動内容

- 津波情報の収集伝達
- 沿岸、河口部付近の警戒・巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所等の施設提供と自主避難者への対応

2 災害対策本部の設置後の警戒・巡視活動

消防班は、総務班、産業観光班及び都市整備班と連携し、津波災害の警戒・巡視活動を行う。その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 津波情報の収集伝達
- 沿岸、河口部付近の警戒・巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への津波情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 地区避難所の施設提供と自主避難者への対応

3 沿岸地域住民等の自衛措置

(1) 沿岸地域住民

ア. 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報（大津波・津波）が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。

イ. 海水浴客や釣り人等は、津波注意報が発令された場合には、直ちに海浜付近から離れる。

ウ. 津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（近くの高台、避難路・避難地、津波避難ビル等、鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物。）に避難する。

エ. 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、防災行政無線、地域情報伝達システムなどを通じて入手する。

- オ. 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- カ. 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで、ア～オなどの最善の措置をとる。（避難を継続する。）
- キ. 河川のそばにいるときは、流れに対して直角方向に素早く避難する。

(2) 船舶

- ア. 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避（時間の余裕がある場合）する。
- イ. 津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに港外退避（時間の余裕がある場合）する。
- ウ. 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ. 津波の来襲に猶予時間がある場合、港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ. 警報、注意報が解除されるまで、ア～エなどの最善の措置をとる。

第4 初期情報の収集

地震・津波災害時の初期情報の収集に関する事項は、「第3章第2節第4 初期情報の収集」を参照。

第5 被害調査

地震・津波災害時の被害調査に関する事項は、「第3章第2節第5 被害調査」を参照。

第6 災害情報のとりまとめ

地震・津波災害時の災害情報のとりまとめに関する事項は、「第3章第2節第6 災害情報のとりまとめ」を参照。

第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

地震・津波災害時の迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供に関する事項は、「第3章第2節第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供」を参照。

第8 県、関係機関への被害報告、通知

地震・津波災害時の県、関係機関への被害報告及び通知に関する事項は、「第3章第2節第8 県、関係機関への被害報告、通知」を参照。

第9 国への被害報告

総務班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当するとき、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

■直接即報基準

- 地震が発生し、町内で震度5強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）
- 人的被害または住家被害が生じたもの

第3節 災害広報

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 災害広報	●			総務班、企画政策班、関係各班
2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			総務班、企画政策班
3 関係機関による広報		●		関係機関
4 相談窓口の設置		●		住民班、福祉班

第1 災害広報

地震・津波災害時の災害広報に関する事項は、「第3章第3節第1 災害広報」を参照。

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

地震・津波災害時の報道機関への協力要請及び報道対応に関する事項は、「第3章第3節第2 報道機関への協力要請及び報道対応」を参照。

第3 関係機関による広報

地震・津波災害時の関係機関による広報に関する事項は、「第3章第3節第3 関係機関による広報」を参照。

第4 相談窓口の設置

地震・津波災害時の相談窓口の設置に関する事項は、「第3章第3節第4 相談窓口の設置」を参照。

第4節 応援要請・受け入れ

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当、斜字は副担当)
1 自衛隊派遣要請、受け入れ等	●			総務班
2 県、他市町村等への応援要請等	●			総務班
3 消防応援の要請、受け入れ等	●			総務班 、 <i>消防班</i>
4 要員の確保	●			関係各班
5 ボランティアの活動支援		●		福祉班 、 生涯学習班 、 <i>関係各班</i>

第1 自衛隊派遣要請、受け入れ等

地震・津波災害時の自衛隊派遣要請及び受け入れ等に関する事項は、「第3章第4節第1 自衛隊派遣要請、受け入れ等」を参照。

第2 県、他市町村等への応援要請

地震・津波災害時の県及び他市町村等への応援要請に関する事項は、「第3章第4節第2 県、他市町村等への応援要請等」を参照。

第3 消防応援の要請、受け入れ等

地震・津波災害時の消防応援の要請及び受け入れ等に関する事項は、「第3章第4節第3 消防応援の要請、受け入れ等」を参照。

第4 要員の確保

地震・津波災害時の民間団体等への協力要請に関する事項は、「第3章第4節第4 要員の確保」を参照。

第5 ボランティアの活動支援

地震・津波災害時のボランティアの活動支援に関する事項は、「第3章第4節第5 ボランティアの活動支援」を参照。

第5節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)	
1 災害救助法の適用申請	●			総務班	
2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	総務班、	関係各班

第1 災害救助法の適用申請

地震・津波災害時の災害救助法の適用申請に関する事項は、「第3章第5節第1 災害救助法の適用申請」を参照。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

地震・津波災害時の災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事項は、「第3章第5節第2 災害救助費関係資料の作成及び報告」を参照。

第6節 救助・救急・消防活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 行方不明者名簿の作成及び搜索	●			住民班、総務班、福祉班、 健康・こども班、消防班
2 救助活動の実施	●			消防班、総務班
3 救急活動の実施	●			総務班、消防班
4 消防活動の実施	●			消防班、総務班

第1 行方不明者名簿の作成及び搜索

地震・津波災害時の行方不明者名簿の作成及び搜索に関する事項は、「第3章第6節第1 行方不明者名簿の作成及び搜索」を参照。

第2 救助活動の実施

地震・津波災害時の救助活動の実施に関する事項は、「第3章第6節第2 救助活動の実施」を参照。

第3 救急活動の実施

地震・津波災害時の救急活動の実施に関する事項は、「第3章第6節第3 救急活動の実施」を参照。

第4 消防活動の実施

1 基本方針

地震発生時における同時多発火災に対応する基本方針は、次のとおりである。

■基本方針

- 消防本部及び消防班は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。
- 住民及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止対策を行う。

2 消防本部の活動

消防本部は、次の情報収集を行うとともに、次の点に留意して消火活動を行う。

■情報収集

- 延焼火災の状況に関する情報収集
- 消防活動の状況及び通行可能な道路に関する情報収集
- 消防水利等の状況に関する情報収集

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 指定避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎよを優先して行う。

3 消防班の活動

消防班は、総務班と連携し、災害時に次のような活動を行う。

■消防班の活動内容

出火防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて住民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、住民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災時は、消防本部と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難情報が発令されたときは、住民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

4 住民、自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生したときは、初期消火活動を行い、消防班が到着したときは、その指示に従う。

■住民、自主防災組織の活動内容（事業所の活動もこれに準ずる）

火気の遮断	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止
初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災が発生したときは、消火器、くみおき水等を活用して消火活動を実施する。
初期救出活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣に軽微な下敷者を発見したときは、防災機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出を行う。

5 事業所の活動

事業所は、火災が発生したときは、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

第7節 医療・救護活動

項目	初動	応急	復旧	担 当
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 医療救護チームの編成	●			健康・こども班
2 医療救護所の設置	●			健康・こども班
3 医療救護活動	●			健康・こども班
4 後方医療機関の確保と搬送	●			健康・こども班
5 医薬品、医療資機材の確保	●			健康・こども班
6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		健康・こども班、福祉班、関係各班
7 心のケア対策			●	健康・こども班、福祉班

地震及び津波災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所に対応できない場合は、近隣の二次救急医療機関、災害拠点病院等で対応する。

なお、本町が属する北九州保健医療圏において、新小文字病院、北九州市立医療センター、健和会大手町病院、北九州総合病院、九州労災病院、戸畑共立病院、北九州市立八幡病院、産業医科大学病院、地域医療機能推進機構九州病院が災害拠点病院として指定されている。

第1 医療救護チームの編成

地震・津波災害時の医療救護チームの編成に関する事項は、「第3章第7節第1 医療救護チームの編成」を参照。

第2 医療救護所の設置

地震・津波災害時の医療救護所の設置に関する事項は、「第3章第7節第2 医療救護所の設置」を参照。

第3 医療救護活動

地震・津波災害時の医療救護活動に関する事項は、「第3章第7節第3 医療救護活動」を参照。

第4 後方医療機関の確保と搬送

地震・津波災害時の後方医療機関の確保及び搬送に関する事項は、「第3章第7節第4 後方医療機関の確保と搬送」を参照。

第5 医薬品、医療資機材の確保

地震・津波災害時の医薬品及び医療資機材の確保に関する事項は、「第3章第7節第5 医薬品、医療資機材の確保」を参照。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

地震・津波災害時の被災者の健康及び衛生状態の管理に関する事項は、「第3章第7節第6 被災者の健康と衛生状態の管理」を参照。

第7 心のケア対策

地震・津波災害時の心のケア対策に関する事項は、「第3章第7節第7 心のケア対策」を参照。

第8節 交通対策・緊急輸送

項目	初動	応急	復旧	担当
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 交通情報の収集、道路規制	●			都市整備班、産業観光班、消防班
2 道路交通の確保	●			都市整備班、産業観光班
3 車両、燃料の確保、配車	●			総務班
4 緊急通行車両の確認申請		●		総務班
5 緊急輸送	●			財政班、総務班、税務班、ボートレース班
6 物資集配拠点の設置		●		学校教育班、ボートレース班、総務班、税務班
7 臨時ヘリポートの設置	●			総務班

第1 交通情報の収集、道路規制

地震・津波災害時の交通情報の収集及び道路規制に関する事項は、「第3章第8節第1 交通情報の収集、道路規制」を参照。

第2 道路交通の確保

地震・津波災害時の道路交通の確保に関する事項は、「第3章第8節第2 道路交通の確保」を参照。

第3 車両、燃料の確保、配車

地震・津波災害時の車両・燃料の確保及び配車に関する事項は、「第3章第8節第3 車両、燃料の確保、配車」を参照。

第4 緊急通行車両の確認申請

地震・津波災害時の緊急通行車両の確認申請に関する事項は、「第3章第8節第4 緊急通行車両の確認申請」を参照。

第5 緊急輸送

地震・津波災害時の緊急輸送に関する事項は、「第3章第8節第5 生活物資、資機材等の緊急輸送」を参照。

第6 物資集配拠点の設置

地震・津波災害時の物資集配拠点の設置に関する事項は、「第3章第8節第6 物資集配拠点の設置」を参照。

第7 臨時ヘリポートの設置

地震・津波災害時の臨時ヘリポートの設置に関する事項は、「第3章第8節第7 臨時ヘリポートの設置」を参照。

第9節 避難対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 避難情報等の発令	●			総務班、企画政策班、関係各班
2 警戒区域の設定	●			総務班、企画政策班
3 避難誘導	●			総務班、消防班
4 広域的避難者の受け入れ		●		総務班、学校教育班、生涯学習班
5 指定避難所等の開設	●			総務班、学校教育班、生涯学習班
6 指定避難所等の運営		●		企画政策班、学校教育班、生涯学習班、 関係各班
7 帰宅困難者対策	●			環境住宅班、ボートレース班

第1 避難情報等の発令

1 避難情報等の発令の基準

町長が行う避難情報等の発令は、一般的には次のような事象・事態が発生、または予想され、住民等の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを基準として実施する。

避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保を指示することができる。

避難情報等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該指示に関する事項について助言を求める。

■地震の場合の発令基準

- 防災関係機関から災害に関する警告または通報があり、避難を要すると判断されるとき
- 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なときまたは建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- 延焼火災が拡大または拡大のおそれがあるとき
- 地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき
- ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
- その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

2 避難情報等の発令の伝達

総務班は、避難情報等を発令した際は、企画政策班、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、または直接住民に対し周知する。

この場合、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。情報の伝わりにくい要配慮者、避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班、企画調整班及び関係各班	防災行政無線、地域情報伝達システム、緊急速報メール、ホームページ、福岡県災害緊急情報自動配信システム、広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○避難対象地域 ○避難先 ○避難経路	○避難指示等の理由 ○注意事項（戸締まり、携行品）等

地震発生時とその後の余震等の警戒時に応じて、住民がとるべき行動を分け、「住民に行動を促す情報」及び「住民自ら行動をとる際に参考となる情報」との対応を明確にし、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。住民に行動を促す情報等は以下のとおりとする。

■住民がとるべき行動と防災気象情報の関係

住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民自ら行動をとる際に参考となる情報
	避難情報等	
（地震発生時）既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急地震速報	地震情報
（余震等の警戒時）災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する	避難指示 緊急安全確保	地震情報

その他については、地震・津波災害時の避難情報等の発令に関する事項は、「第3章第9節第1 避難情報等の発令」を参照。

第2 警戒区域の設定

地震・津波災害時の警戒区域の設定に関する事項は、「第3章第9節第2 警戒区域の設定」を参照。

第3 避難誘導

地震・津波災害時の避難誘導に関する事項は、「第3章第9節第3 避難誘導」を参照。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、災害予防対策で検討した自動車で安全かつ確実に避難できる方策に基づき、適切に避難を行う。

第4 広域的避難者の受け入れ

地震・津波災害時の広域的避難者の受け入れに関する事項は、「第3章第9節第4 広域的避難者の受け入れ」を参照。

第5 指定避難所等の開設

地震・津波災害時の指定避難所等の開設に関する事項は、「第3章第9節第5 指定避難所等の開設」を参照。

第6 指定避難所等の運営

地震・津波災害時の指定避難所等の運営に関する事項は、「第3章第9節第6 指定避難所等の運営」を参照。

第7 帰宅困難者対策

地震・津波災害時の旅行者・滞在者の安全確保に関する事項は、「第3章第9節第7 帰宅困難者対策」を参照。

第10節 要配慮者等対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 要配慮者の安全確保、安否確認	●			福祉班、消防班、総務班
2 要配慮者の避難支援	●			福祉班、総務班、消防班
3 指定避難所等の要配慮者に対する応急支援		●		福祉班、健康・こども班
4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送		●		福祉班、健康・こども班
5 要配慮者への各種支援			●	福祉班、健康・こども班
6 福祉仮設住宅の供給			●	環境住宅班、総務班、福祉班
7 福祉仮設住宅での支援			●	福祉班、健康・こども班
8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援	●			産業観光班、ポートルース班、 総務班、住民班、関係各班

第1 要配慮者の安全確保、安否確認

地震・津波災害時の要配慮者の安全確保及び安否確認に関する事項は、「第3章第10節第1 要配慮者の安全確保、安否確認」を参照。

第2 要配慮者の避難支援

地震・津波災害時の要配慮者の避難支援に関する事項は、「第3章第10節第2 要配慮者の避難支援」を参照。

第3 指定避難所等の要配慮者に対する応急支援

地震・津波災害時の指定避難所等の要配慮者に対する応急支援に関する事項は、「第3章第10節第3 指定避難所等の要配慮者に対する応急支援」を参照。

第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送

地震・津波災害時の福祉避難所等の確保及び要配慮者の移送に関する事項は、「第3章第10節第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送」を参照。

第5 要配慮者への各種支援

地震・津波災害時の要配慮者への各種支援に関する事項は、「第3章第10節第5 要配慮者への各種支援」を参照。

第6 福祉仮設住宅の供給

地震・津波災害時の福祉仮設住宅の供給に関する事項は、「第3章第10節第6 福祉仮設住宅の供給」を参照。

第7 福祉仮設住宅での支援

地震・津波災害時の福祉仮設住宅での支援に関する事項は、「第3章第10節第7 福祉仮設住宅での支援」を参照。

第8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援

地震・津波災害時の外国人・旅行者・帰宅困難者への支援に関する事項は、「第3章第10節第8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援」を参照。

第11節 生活救援活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)	
1 飲料水の確保、供給	●			都市整備班、水道事業者、総務班、 消防班	
2 食料の確保、供給	●			財政班、総務班、税務班、 ボートレース班	
3 炊き出しの実施、支援		●		学校教育班、生涯学習班、総務班、 税務班	
4 生活物資の確保、供給	●			財政班、総務班、税務班、 ボートレース班	
5 救援物資等の受け入れ、仕分け等		●		税務班、生涯学習班、ボートレース班	
6 被災者相談		●		住民班、福祉班	

第1 飲料水の確保、供給

地震・津波災害時の飲料水の確保及び供給に関する事項は、「第3章第11節第1 飲料水の確保、供給」を参照。

第2 食料の確保、供給

地震・津波災害時の食料の確保及び供給に関する事項は、「第3章第11節第2 食料の確保、供給」を参照。

第3 炊き出しの実施、支援

地震・津波災害時の炊き出しの実施及び支援に関する事項は、「第3章第11節第3 炊き出しの実施、支援」を参照。

第4 生活物資の確保、供給

地震・津波災害時の生活物資の確保及び供給に関する事項は、「第3章第11節第4 生活物資の確保、供給」を参照。

第5 救援物資等の受け入れ、仕分け等

地震・津波災害時の救援物資等の受け入れ及び仕分け等に関する事項は、「第3章第11節第5 救援物資等の受け入れ、仕分け等」を参照。

第6 被災者相談

地震・津波災害時の被災者相談に関する事項は、「第3章第11節第6 被災者相談」を参照。

第12節 住宅対策

項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 被災建築物の応急危険度判定		●		都市整備班
2 被災宅地の危険度判定		●		都市整備班、総務班
3 応急仮設住宅の建設等			●	総務班、環境住宅班、都市整備班、福祉班、健康・こども班
4 応急仮設住宅の入居者選定			●	環境住宅班
5 被災住宅の応急修理		●		都市整備班、環境住宅班、消防班

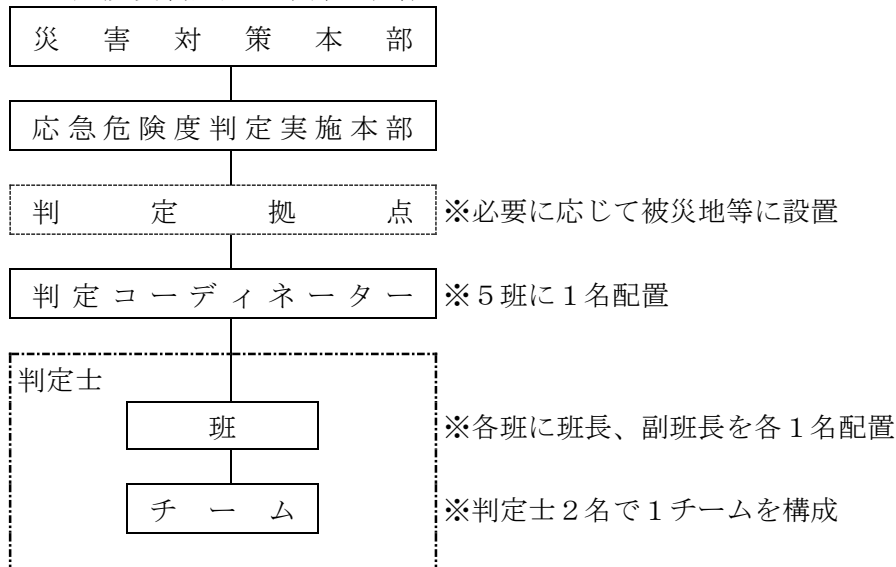
第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、「被災建築物応急危険度判定必携」((財)日本建築防災協会)等に基づき判定作業を行う。

都市整備班は、必要に応じて県及び福岡県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会の協力のもと、「被災建築物応急危険度判定必携」(全国被災建築物応急危険度判定協議会編)((一財)日本建築防災協会発行)等に基づき被災建築物の応急危険度判定を実施する。

■ 応急危険度判定実施本部の組織



■ 応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定士の確保

都市整備班は、被災建築物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

■ 応急危険度判定士の確保

- 資格を有する職員の召集
- 町内建築関係団体への派遣要請
- 県、資格を有する関係団体への派遣要請

3 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■ 実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 住民への広報、相談等

4 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、町職員が担当するが、不足するときは、都市整備班は、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■ 判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

5 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済（使用可）」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

■ 判定内容

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	○ 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	青色	○ 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済 (使用可)	緑色	○ 建築物の損傷が少ない場合で、建築物は使用可能である。

6 判定後の措置

都市整備班は、応急危険度判定の結果に基づき、「調査済み（使用可）」、「要注意」、「危険」のステッカーを建築物入口等に貼付することで注意を促し、二次災害を防止する。

また、「危険」と判断された建築物に対し、立ち入り禁止の措置を促す。

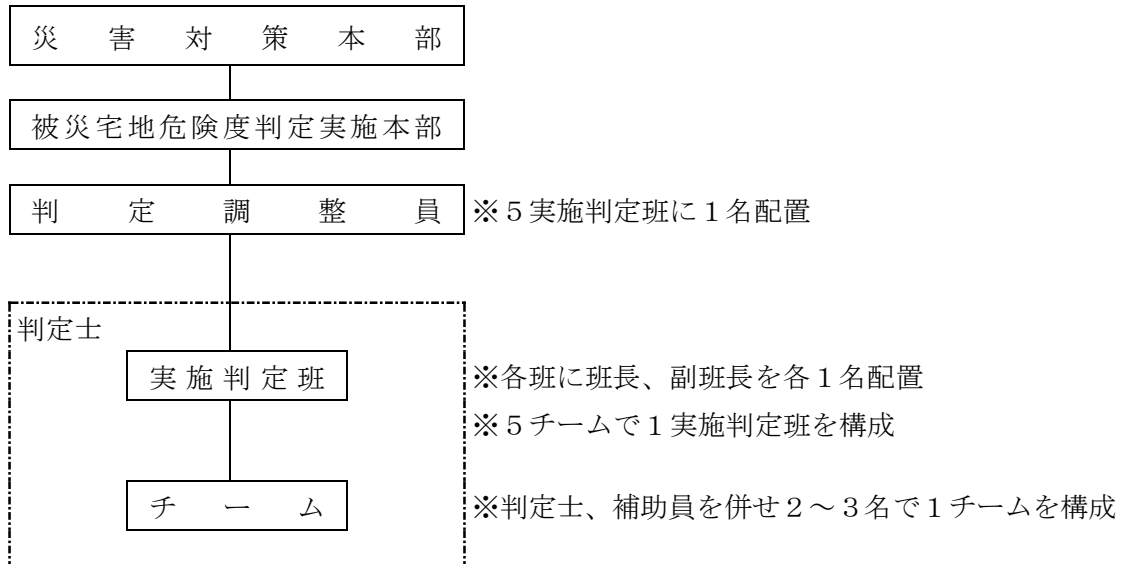
第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、「被災宅地危険度判定実施本部」を設置し、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

都市整備班は、必要に応じて県及び福岡県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会の協力のもと、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災地危険度判定連絡協議会編）等に基づき次のように判定作業を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部の組織



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 実施本部の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

- 擁壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

2 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 住民への広報、相談等

3 判定調整員

判定調整員は、町職員が担当するが、不足するときは、県に応援を要請する。判定調整員は、マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

第3 応急仮設住宅の建設等

地震・津波災害時の応急仮設住宅の建設等に関する事項は、「第3章第12節第1 応急仮設住宅の建設等」を参照。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

地震・津波災害時の応急仮設住宅の入居者選定に関する事項は、「第3章第12節第2 応急仮設住宅の入居者選定」を参照。

第5 被災住宅の応急修理

地震・津波災害時の被災住宅の応急修理に関する事項は、「第3章第12節第3 被災住宅の応急修理」を参照。

第13節 防疫・清掃活動

項目	初動	応急	復旧	担当
				(文字囲)は主担当、斜字は副担当)
1 被災地の防疫		●		環境住宅班、健康・こども班
2 指定避難所等の保健衛生		●		健康・こども班、福祉班
3 仮設トイレの設置	●			都市整備班、総務班
4 し尿の処理		●		都市整備班
5 生活ごみの処理		●		環境住宅班
6 住家、河川等の障がい物の除去	●			都市整備班、総務班、環境住宅班、産業観光班、消防班
7 がれき等の処理			●	環境住宅班、都市整備班、産業観光班
8 動物の保護、収容		●		環境住宅班、産業観光班

第1 被災地の防疫

地震・津波災害時の被災地の防疫に関する事項は、「第3章第13節第1 被災地の防疫」を参照。

第2 指定避難所等の保健衛生

地震・津波災害時の指定避難所等の保健衛生に関する事項は、「第3章第13節第2 指定避難所等の保健衛生」を参照。

第3 仮設トイレの設置

地震・津波災害時の仮設トイレの設置に関する事項は、「第3章第13節第3 仮設トイレの設置」を参照。

第4 し尿の処理

地震・津波災害時のし尿の処理に関する事項は、「第3章第13節第4 し尿の処理」を参照。

第5 生活ごみの処理

地震・津波災害時の生活ごみの処理に関する事項は、「第3章第13節第5 生活ごみの処理」を参照。

第6 住家、河川等の障がい物の除去

地震・津波災害時の住家・河川等の障がい物の除去に関する事項は、「第3章第13節第6 住家、河川等の障がい物の除去」を参照。

第7 がれき等の処理

地震・津波災害時のがれき等の処理に関する事項は、「第3章第13節第7 がれき等の処理」を参照。

第8 動物の保護、収容

地震・津波災害時の動物の保護及び収容に関する事項は、「第3章第13節第8 動物の保護、収容」を参照。

第14節 遺体の処理・埋葬

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 遺体の搜索	●			総務班、消防班
2 遺体の検案	●			警察署、福祉班、住民班
3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			住民班、福祉班
4 遺体の埋葬			●	住民班、環境住宅班、福祉班

第1 遺体の搜索

地震・津波災害時の遺体の搜索に関する事項は、「第3章第14節第1 遺体の搜索」を参照。

第2 遺体の検案

地震・津波災害時の遺体の処理及び検案に関する事項は、「第3章第14節第2 遺体の検案」を参照。

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

地震・津波災害時の納棺用品等の確保と遺体の収容・安置に関する事項は、「第3章第14節第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置」を参照。

第4 遺体の埋葬

地震・津波災害時の遺体の埋葬に関する事項は、「第3章第14節第4 遺体の埋葬」を参照。

第15節 文教対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲 は主担当、斜字は副担当)
1 児童、生徒の安全確保、安否確認	●			学校教育班 、健康・こども班、消防班
2 応急教育			●	学校教育班
3 保育・幼稚園児の安全確保、安否確認	●			健康・こども班、消防班
4 応急保育		●		健康・こども班
5 文化財の保護			●	生涯学習班

第1 児童、生徒の安全確保、安否確認

地震・津波災害時の幼稚園児・児童・生徒の安全確保及び安否確認に関する事項は、「第3章第15節第1 児童、生徒の安全確保、安否確認」を参照。

第2 応急教育

地震・津波災害時の応急教育に関する事項は、「第3章第15節第2 応急教育」を参照。

第3 保育・幼稚園児の安全確保、安否確認

地震・津波災害時の保育・幼稚園児の安全確保及び安否確認に関する事項は、「第3章第15節第3 保育・幼稚園児の安全確保、安否確認」を参照。

第4 応急保育

地震・津波災害時の応急保育に関する事項は、「第3章第15節第4 応急保育」を参照。

第5 文化財の保護

地震・津波災害時の文化財の保護に関する事項は、「第3章第15節第5 文化財の保護」を参照。

第16節 公共施設等の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 水道の応急対策	●			都市整備班
2 下水道の応急対策	●			都市整備班
3 電気の応急対策	●			九州電力株式会社
4 電話の応急対策	●			NTT西日本株式会社、 ドコモグループ各社
5 ガスの応急対策	●			西部ガス
6 道路・橋梁の応急対策	●			都市整備班、関係機関
7 その他の公共施設の応急対策		●		財政班、環境住宅班、福祉班、 健康・こども班、都市整備班、 産業観光班、学校教育班、生涯学習班、 ポートルース班

第1 水道の応急対策

地震・津波災害時の水道の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第1 水道の応急対策」を参照。

第2 下水道の応急対策

地震・津波災害時の下水道の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第2 下水道の応急対策」を参照。

第3 電気の応急対策

地震・津波災害時の電気の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第3 電気の応急対策」を参照。

第4 電話の応急対策

地震・津波災害時の電話の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第4 電話の応急対策」を参照。

第5 ガスの応急対策

地震・津波災害時のガスの応急対策に関する事項は、「第3章第16節第5 ガスの応急対策」を参照。

第6 道路・橋梁の応急対策

地震・津波災害時の道路・橋梁の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第6 道路・橋梁の応急対策」を参照。

第7 その他の公共施設の応急対策

地震・津波災害時のその他の公共施設の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第8 その他の公共施設の応急対策」を参照。

第17節 二次災害の防止対策

項目	初動	応急	復旧	担当	
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)	
1 危険箇所の安全対策	●			総務班、都市整備班、環境住宅班、学校教育班	
2 広報及び避難対策	●			総務班、企画政策班、消防班	

第1 危険箇所の安全対策

総務班及び都市整備班は、環境住宅班及び学校教育班と連携し、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害、宅地災害等の危険箇所について、環境住宅班、学校教育班、専門技術者、九州防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等の協力を得て、危険箇所についての情報を収集し、必要な措置を講ずる。

■危険箇所の安全対策

区分	対象地域・箇所	措置
危険斜面	◆急傾斜地崩壊危険箇所 ◆土石流発生危険区域	◆立入禁止の措置 ◆落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	◆幹線道路沿道の建物 ◆小中学校通学路沿道の建物	◆立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内を目安に) ◆沿道通行禁止措置の実施 ◆幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の同意を得て、町が行う)
ブロック塀等		◆倒壊、落下危険の標識設置 ◆通学路沿道のブロック塀等の取り壊し (所有者の同意を得て、町が行う)

注) 被災建築物の応急危険度判定は、本章 第12節 第1、第2を参照。

第2 広報及び避難対策

総務班及び企画政策班は、二次災害の危険箇所について、住民に対し広報活動を行う。

総務班及び企画政策班は、消防本部、消防班の協力を得て、必要に応じ避難情報の発令等の措置を講ずる。

第18節 災害警備活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 警備体制の確立	●			警察署
2 防犯活動への協力			●	環境住宅班、消防班

第1 警備体制の確立

地震・津波災害時の警備体制の確立に関する事項は、「第3章第17節第1 警備体制の確立」を参照。

第2 防犯活動への協力

地震・津波災害時の防犯活動への協力に関する事項は、「第3章第17節第2 防犯活動への協力」を参照。